

新年 あけまして おめでとうございます

昨年中は、大きなご支援・ご協力をいただきありがとうございました。
今年には日本の針路を決める参議院選挙の年です。
一人一人が大切にされる政治を目指して活動してまいります。
引き続きのご支援・ご協力をよろしくお願いたします。



辰野町議会議員 瀬戸 純



12月議会 一般質問！

★介護予防・日常生活支援総合事業を

町の責任で実施してほしい

平成27年度介護保険制度改定により、要支援者の通所介護サービスと訪問介護サービスを介護予防給付事業から外し、町独自のサービス、地域支援事業(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)(以下、「総合事業」として、平成30年度までに移行することが決まりました。

辰野町では、平成28年度より全ての要支援者及び支援が必要と認められた方(非該当者)等に対して、総合事業の本格実施を予定しています。今年度より試験的に行っている事業の実施状況と本格実施に

向け、サービス低下が起きないよう、より良いサービスを提供できるように要望を交えて質問しました。

質問 今年度実施の訪問型サービス「結」の実施状況は。

課長 チェックリスト該当者のみ利用。要支援者はなし。

質問 通所型サービス「あゆみ」は、ミニデイサービス「よつば」の実施状況は。

課長 「あゆみ」は通常のデイサービスを7事業所で実施。平均利用者は1〜5人。「よつば」は緩和した事業として5カ所で週1回実施。平均利用者は6〜8人。サポーターの平

★要介護者への介護用品

(おむつ等)購入補助を要望

医療保険改定で入院期間が短縮され、在宅介護を必要とする方が増えてきました。所得の少ない高齢者二人暮らしのご夫婦など介護者を施設へ入所させたら、もう一人が生活していけなくなる。お金がなければ施設に入れない状況等、入所しなくても低年金受給者等は家計を切り詰めて生活しています。病院入院中の紙おむつは医療費控除対象ですが、在宅介護は対象外です。在宅介護を進める行政として、低所得介護者への経済的負担軽減を行うべきとの考えから質問しました。

質問 岡谷市では平成14年度から、所得制限などはあるが要介護3〜5認定者に対しておむつや尿とりパット等の介護用品購入費用への補助を行っている。低所得介護者への経済的負担軽減として、辰野町でも介護用品購入助成の実現を要望する。

課長 介護事業では考えていない。総合的福祉施策として考えて行ければと思う。



均参加者数は2〜3人。

質問 「あゆみ」と「よつば」の大きな違いは、サービス提供者が介護事業所職員と町民主体のボランティアであることだと思いが、現在実施している「よつば」の委託事業所によって、時間・内容・サポーターへの補助等事業所が自由に決められるとのこと違いが出てきている。町として一定の基準を決め量的・質的に従来のサービスと変わらないサービスができるよう、サポーターに気持ちよく参加してもらえよう、事業所任せではなく町が責任を持ち、基準を決めて欲しい。

課長 町が責任を持ち、今後マニュアルを作っていく。事業所に任せることはない。

質問 介護予防高齢者生活支援サポーターの役割と現在の登録者数は。

課長 役割は、委託事業所の指示で事業所をサポートすること。登録者数は98人。

質問 委託事業所及びサポーターと事業における報告や話し合いは持たれているのか。

課長 事業所とは3〜4回、サポーターは研修時に1回行った。

質問 現在各区内で、65歳以上の方を対象に地区介護予防事業が行われているが、実施状況及び補助金の額は。また、区によっては区費より支出して事業を行っている区と聞いている。補助金の増額の考えは。

★子どもの医療費窓口無料化の実現を

子どもの医療費窓口無料は現在も多くのみなさんの要望が続いています。私は6・9月議会でも子ども・障がい者等の福祉医療費の窓口無料を要望してきました。そんな中、国では今年度中にも措置見直しについて結論を出す考えを明らかにしました。多くの国民や自治体の国庫負担金の減額措置(ペナルティー)廃止を求める声が国を動かそうとしています。町としての福祉医療費の窓口無料に向けた取り組み状況を聞き、町独自の子育て支援として早急に実施してほしいと要望するともに、ペナルティーが廃止され

業所に任せることはない。

質問 介護予防高齢者生活支援サポーターの役割と現在の登録者数は。

課長 役割は、委託事業所の指示で事業所をサポートすること。登録者数は98人。

質問 委託事業所及びサポーターと事業における報告や話し合いは持たれているのか。

課長 事業所とは3〜4回、サポーターは研修時に1回行った。

質問 現在各区内で、65歳以上の方を対象に地区介護予防事業が行われているが、実施状況及び補助金の額は。また、区によっては区費より支出して事業を行っている区と聞いている。補助金の増額の考えは。

質問 9月議会では「国・県へ機会があれば要望していきたい」と町長答弁をいただきました。その後、機会があったのか、要望を届けていたかどうか。

町長 9月に上伊那広域連合長名で県議会へ要望し、11月に長野県町村会大会で決議し国へ届けた。

質問 窓口無料化について医師会や近隣市町村と懇談することが今まであったか。

町長 医師会とは行っていない。廃止が決まったら考えたい。



「よつば」赤羽会場でお手玉を作成

課長 一会場毎月1回の区がほとんどだが、複数会場や複数回数で実施している区もある。1区7万円補助を行っている。来年度からは各区分1回でお願いする。補助金も増額を考えている。

質問 国のガイドラインでは、現行相当のサービスに加えて緩和した基準のサービスを提供することとあるが、現行相当のサービスとは「Aサービス」と考えてよいのか。

課長 そのとおりです。

質問 国はサービス低下が起きないよう、多様なサービスができるよう実施猶予期間を2年間設けている。辰野町は、なぜ28年度完全実施するのか。利用者・委託事業所・サポーターの声を聞き、検討し、町の責任でより良いサービスができるよう、計画より一年先の平成29年度実施を要望する。

課長 本来は今年度実施しなければいけないと考える。第7期の策定に実績数字が把握できる。

平成 27 年度 要支援者及び非該当者等に対する介護予防サービス（訪問型・通所型）

※一般質問答弁及び保健福祉課発行資料より抜粋

《訪問型サービス》

基準	現行相当のサービス	緩和したサービス	訪問型サービス C（短期集中予防）
サービス種別	訪問介護 A サービス	訪問サービス結	リハビリ教室
サービス目的	日常生活の支援を行うことにより自立した生活が送れるようにする。	一人暮らしや昼間一人になる高齢者が支援を受けることによって、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるように支援する。	生活上の課題を発見し、機能回復訓練の目的及び目標を明確にして、短期集中訓練を実施し、自立を促進する。
サービス内容	介護予防支援計画に基づき、利用者と一緒に掃除、洗濯・料理、入浴、服薬支援、排泄等の見守り及び介護等を提供。（週 2 回まで）	介護予防計画に基づき、ごみ出し、買い物代行、洗濯物干し、食事等プランに基づく見守り・声かけ支援の提供。	生活上の課題を明らかにし、課題解決のためのリハビリの指導と訓練を自宅にて実施。（期間 3 ヶ月）
サービス実施者	事業所職員	事業所職員と 高齢者生活支援サポーター	事業所専門職員

《通所型サービス》

基準	現行相当のサービス	緩和したサービス	通所型サービス C（短期集中予防）
サービス種別	デイサービスあゆみ	ミニデイサービスよつば	リハビリ教室
サービス目的	運動器、口腔機能、栄養の改善、生活不活発症の改善、うつ重症化防止、認知症重症化の防止など、明確な目的を持ってサービスに参加することにより本人の自立を促進する。	住み慣れた地域で、支援が必要な状況になってもサービスを受けながら地域の人々と交流し、助け合いながら介護予防に取り組み、自立意欲を維持することができる。	生活上の課題を発見し、機能回復訓練の目的及び目標を明確にして、短期集中訓練を事業所にて実施し、自立を促進する。
サービス内容	目標を達成するために介護予防計画に沿ったサービスを提供。自宅で入浴できない場合入浴利用可能。週 3 回を限度とする。	介護予防を目的に、運動や手芸、レクリエーション等実施。送迎希望者への送迎実施。	生活上の課題を明らかにし、課題解決のためのリハビリの指導と訓練を実施。（期間 3 ヶ月）
サービス実施者	事業所職員	事業所職員と 高齢者生活支援サポーター	事業所専門職員

知りたい・聞きたい 

《 介護予防・日常生活支援総合事業とは？ 》

お寄せいただいた質問にお答えします♪

Q：介護予防・日常生活支援総合事業とは何ですか？

A：平成 27 年度介護保険改定により、全国一律の介護予防給付、要支援者（要支援 1～2 認定者）の介護予防通所介護（デイサービス）と介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）が、介護予防給付から外され、今まで行われてきた一般介護予防事業（地区介護予防事業等）と同様に、地域支援事業の枠組みの中で、現行相当のサービス（介護予防給付でのサービス）を基本に、多様なサービスを市町村の責任で平成 30 年度までに行う事業（介護予防・生活支援サービス事業）と一般介護予防事業のことです。

利用対象者は、要支援者及びチェックリストでサービスが必要とされた方（非該当者）を含めた方たちです。

辰野町では今年度より新規要支援者及び非該当者等を対象に、サービスを実施しています。平成 28 年度より全ての要支援者のデイサービス、ホームヘルプサービスについては地域支援事業へ移行されます。

今後、国に対して、要支援サービスは国の責任で今までどおり介護予防給付事業として行うよう求めながら、現行のサービスを必要とする全ての要支援者が利用できるよう、多様なサービスの名のもとに、サービス低下や利用者負担増が起きないよう、町に対して追及していかなければならないと思います。今後みなさんの声をお聞かせください。



12 月議会 本会議 安全保障関連法の採決強行に抗議し 法の廃止を求める陳情 総務産業委員長報告〈不採択〉に対しての 採択結果 《採択》	
反対 4 人	賛成 9 人
根橋 俊夫 瀬戸 純 岩田 清 向山 光	小澤 睦美・篠平 良平・中谷 道文 堀内 武男・成瀬 恵津子・垣内彰 山寺はる美・熊谷久司・宇治 徳庚

9 月議会では法案反対に賛成が 8 人だったのに・・・
「陳情は不採択」の賛成者が多く、今回は、国への意見書提出には至りませんでした。

♥ちょこっと活動報告♥

毎週金曜日 7: 40～8: 00
ニシザワ食彩館前と R153 神戸坂
入口で交互に安保法廃止！のスタンディングを行っています。
一緒にアピールしてみませんか！
ご参加お待ちしております。
寒いのでしっかり防寒！でピエロのような私です。
(#^.^#)
宣伝カーも運転しています。